

フロン空調事業所 各位

(社)沖縄県高圧ガス保安協会
 冷凍空調会 会長 金城 徳光
 (公印省略)

高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

「フロン空調事業所保安講習会」 初心者対象です

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきましてフロン空調設備を使用する事業所の職員を対象とした保安講習会を開催致します。特に設備を管理する事務系の職員または、技術系における新入社員を対象とした初心者向けの保安講習会として企画致しました。つきましては業務多忙のこととは存じますが、関係事業所の方は従事者保安教育の一環として積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

- 日時 平成22年6月17日(木)13時30分～16時30分 (受付は13時より会場にて行います)
- 会場 沖縄県産業支援センター(1階101大ホール) 住所 那覇市字小緑 1831 番地1
- 受付期間 平成22年5月20日(木)～講習会前日まで
- 参加料 会員事業所(無料)、一般事業所(1,000円)
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)
- 申込方法 下記申込書をFAXにて申し込み下さい。(定員100名)



講習内容

| |
|---|
| <p>①「フロン空調設備の基礎について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ冷えるのか(空調の原理と冷凍サイクル) ・冷媒とオイルの性質と種類 ・冷凍機で使用する機器の種類 ・保安装置(実機)を使用しての動作テスト <p>講師(社)沖縄県高圧ガス保安協会 宮城直樹(冷凍検査員) <u>13時40分～15時(80分)</u></p> |
| <p>②「空調設備のメンテナンス項目とその必要性、空調設備の故障について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備のメンテナンス項目とその必要性 ・現場における故障、トラブルの事例紹介 <p>講師 (社)沖縄県高圧ガス保安協会冷凍空調会理事 我那覇生旬氏 <u>15時10分～16時(50分)</u></p> |
| <p>③「フロン空調事業所における関係法令(高圧ガス保安法)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン空調設備における管理規定について(技術上の基準、従事者保安教育、日常点検) <p>講師 沖縄県産業政策課産業基盤班 高圧ガス担当官予定 <u>16時～16時30分(30分)</u></p> |

| | | |
|--|---------------|--|
| <h2>フロン空調事業所保安講習申込書</h2> <p>FAX(098)858-9564</p> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">受付番号</div> |
| 氏名 | ① | |
| | ② | |
| | ③ | |
| 事業所名 | (会員事業所・一般事業所) | |
| 連絡先 | TEL () - - | FAX () - - |

※本用紙に記載の個人情報は目的以外に利用致しません。また、使用後は速やかに廃棄します。

(参考)

高圧ガス保安法(抜粋)

(保安教育)

第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。
- 3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
- 4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。